

# 2020年12月25日施行！ 令和元年独禁法改正の重要ポイント

ANDERSON  
MŌRI &  
TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
弁護士・NY州弁護士 中野雄介

## ご留意いただきたい事項

---

- 本セミナーの内容は、2020年10月14日現在で公表されている資料（法令、判審決、ガイドライン、公取委プレスリリース、書籍・論文等）に依拠したものです。
- 同日以降に公表される資料により、本セミナーの内容に修正を要すべき場合があり得ます。
- 本セミナーの内容は、令和元年独占禁止法改正を網羅するものではありません。
- 内容中、意見・見解にわたる部分については、講師個人のものであり、講師が所属する事務所、団体等の見解ではありません。
- パブコメ考え方（2020年6月25日公表・判別手続関係）とパブコメ考え方（2020年8月28日公表・課徴金関係）にご注意ください。

# 令和元年改正独占禁止法の特徴

- 手続面の改正であり、実体要件の改正ではない
- 「課徴金制度」 「調査協力減算制度」 「判別手続」が特に重要
  
- 難解な定義規定等
- 散在する法・政令・公取委規則・ガイドライン・「パブコメ考え方」の該当箇所（下線のあるものは複数）、さらには経過措置や担当官解説等を追いかける必要性の増加
- 5年後に見直し



立入検査や事前リーニエンシーへの対応等の必要性がある場合には、速やかに外部の専門弁護士に委任・相談することが従来以上に重要な

## 本セミナーの目的・対象

---

- 独占禁止法の初級～中級者が令和元年独占禁止法改正の概要を把握し、今後の有事に備えるための契機づくり
- （独占禁止法を専門としたいという意欲がよほど強くない限り）外部の専門弁護士との有事におけるコミュニケーションを有効かつ迅速にできるというレベルを目指すのが現実的
- 私的独占・不公正な取引方法に対する課徴金の関係は省略（ただし、課徴金算定期間が長期化されており、リスクは高まったことに要注意）

※ご参考

公取委の改正特集ページ（動画あり・拡充中）

<https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index.html#abc>

# 課徴金制度に関する改正（1）～課徴金算定基礎～

課徴金算定基礎

違反行為

事業者A

事業者B

事業者C

事業者D

- 青・■赤  
関連商品  
役務の売上
- 紫  
関連商品役  
務の不提供  
を条件とす  
る下請取引  
の売上

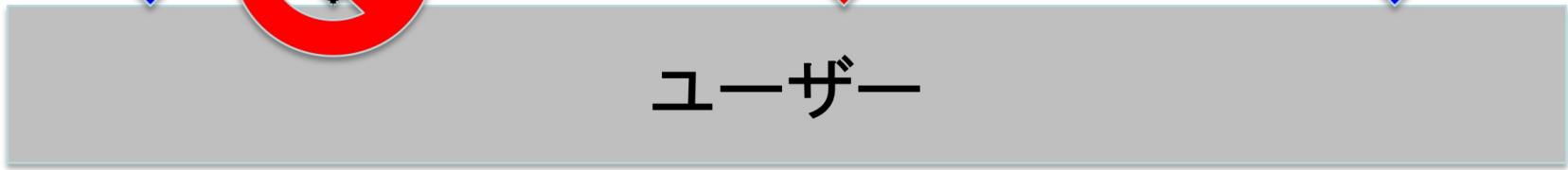
完全  
子会社等  
(非違反)



特定非違反  
供給子会社等

「指示又は情報を受け」

ユーザー



# 課徴金制度に関する改正（1）～課徴金算定基礎～

## 課徴金算定基礎

改正前	改正後		
違反事業者	違反事業者	完全子会社等	特定非違反 供給子会社等
売上額	売上額	改正により追加	売上額
密接関連業務の 対価の額	密接関連業務の 対価の額	密接関連業務の 対価の額	密接関連業務の 対価の額
談合金等	談合金等	談合金等	談合金等

# 課徴金制度に関する改正（1）～課徴金算定基礎～

## 課徴金算定基礎

- 赤・紫・黄緑の字の部分が今回の改正により、違反事業者の課徴金算定基礎に追加されることとなった（談合金等は100%ベース）
- もっとも、従来より、同一企業グループ内に複数の違反行為者がいた場合には、それぞれに売上額ベースで課徴金が課されており、この点は改正後も同じ → 引き続き、同一企業グループの複数事業者を違反行為者とする実務は継続すると予想される
- 「特定非違反供給子会社等」については、「指示」「情報」の要件がどう解釈されるか？ 「意思の連絡」よりどの程度弱いもので足りるとされるのか？ 受領者の権限・地位は問題となるのか？
- 施行日よりも前に終了した違反行為には不適用
- 施行日をまたがる違反行為については、施行日以降の部分のみ改正法を適用

## 課徴金制度に関する改正（2）～課徴金算定期間（上限）～

### 課徴金算定期間（上限）

改正前	改正後
違反行為の終期から遡って 最大3年間	調査開始日から10年前の日まで遡る

- 「調査開始日」の定義（ここでは、立入検査のほか、報告命令も含む）
- 会計帳簿等の保存期間が10年
- ただし、いったん立入検査等があれば、（10年を超えても）調査終了まで記録保管すべき
- 談合・受注調整の事案では実際に10年分などの課徴金が課されるリスクが十分ある
- OB・OGへのインタビューの必要性が格段にアップ
- 古いメール等へのアクセスの必要性も増大

## 課徴金制度に関する改正（2）～課徴金算定期間（上限）～

### 課徴金算定期間（上限）

- 従来以上に「大量のデータを迅速に特定・保全し、違反行為に関連するメール等を迅速に発見する」ことが重要となる
- 従来よりもジレンマが大きくなった（事前の1位が空いており、従来であれば即申請という状況であっても、公取委による違反認定期間が長期化することにより民事賠償リスクが高額になるおそれ）
- 2017年12月25日より前の期間については、影響なし（経過措置）
- しかし、書類保存期間については、可能な範囲で早めに手を打つことが望ましい（失注案件については、早期に書類を処分する企業も多いが、製品ごとの引合いの有無が重要な場面あり）

## 課徴金制度に関する改正（3）～課徴金算定基礎推計規定～

### 課徴金算定基礎推計規定（7条の2第3項）の新設

改正前	改正後
規定なし	規定新設

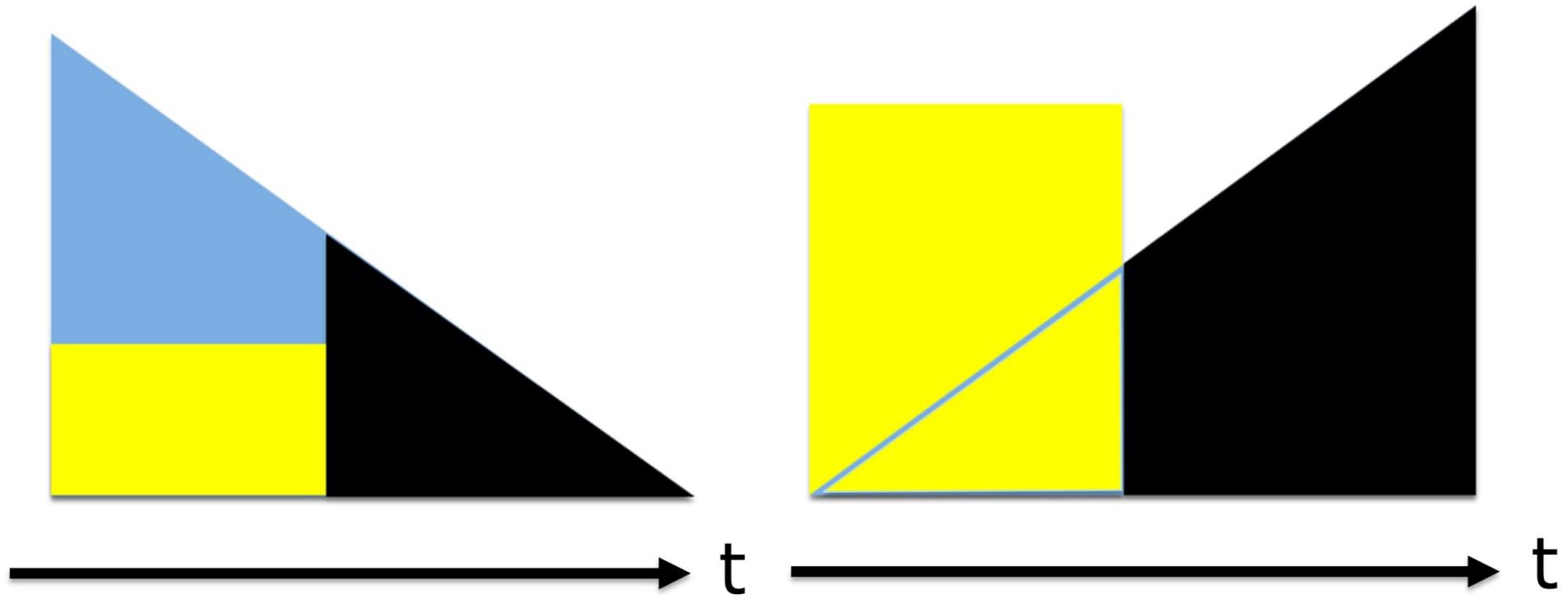
独占禁止法7条の2「第1項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が公正取引委員会又は当該違反行為に係る事件について……当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実に係る事実の報告又は資料の提出の求めに応じなかつたときは、公正取引委員会は、当該事業者に係る実行期間のうち当該事実の報告又は資料の提出が行われず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第1項各号に掲げる額 [課徴金算定基礎のスライド参照] を、当該事業者、その特定非違反供給子会社等若しくは特定非違反購入子会社等又は当該違反行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、公正取引委員会規則で定める合理的な方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができる。

## 課徴金制度に関する改正（3）～課徴金算定基礎推計規定～

### 審査規則23条の6第1項

実行期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における法第7条の2第1項各号（法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる額を当該期間の日数で除して得た額に、実行期間のうち当該事実を把握することができない期間の日数を乗ずる方法

## 課徴金制度に関する改正（3）～課徴金算定基礎推計規定～



黒色 = 課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握  
黄色 = 推計規定の適用結果

## 課徴金制度に関する改正（3）～課徴金算定基礎推計規定～

---

- 成長過程・右肩上がりの事業については、古い時期の売上げ情報等を保有していないと厳しい結果に
- 法7条の2第3項にいう「合理的な方法」と言えるかという論点はある

## 課徴金制度に関する改正（4）～その他～

業種区分による軽減算定率の廃止

改正前	改正後
卸売業 2% (軽減)	特例なし
小売業 3% (軽減)	10%が原則

- 長期間の違反行為であれば（課徴金算定期間にに関する改正とも相俟つて）、課徴金のインパクトが10倍超ともなり得る

除斥期間（排除措置命令にも影響する改正）

改正前	改正後
5年	7年

## 課徴金制度に関する改正（4）～その他～

### 中小企業の軽減算定率

改正前	改正後
当該事業者のみを見て 中小企業の軽減算定率の適否判断	当該企業グループに 1社でも中小企業ではない企業があるか どうかで軽減算定率の適否判断

### その他

- ✓ 繰り返し違反加算規定の整備
- ✓ 主導者加算規定の拡張
- ✓ 早期離脱による減算規定の廃止

# 調査協力減算制度の導入（1）～総論～

「調査協力減算制度の運用方針」の表1 「新課徴金減免制度における減算率」

調査開始	課徴金減免申請の順位	課徴金減免申請の順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
前	1位	全額免除	+最大40%
	2位	20%	
	3～5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社 (調査開始日前を含め最大5社)	10%	+最大20%
	上記以下	5%	

(注) 表中の斜線は、調査開始日より前に最初に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならないことを示している。

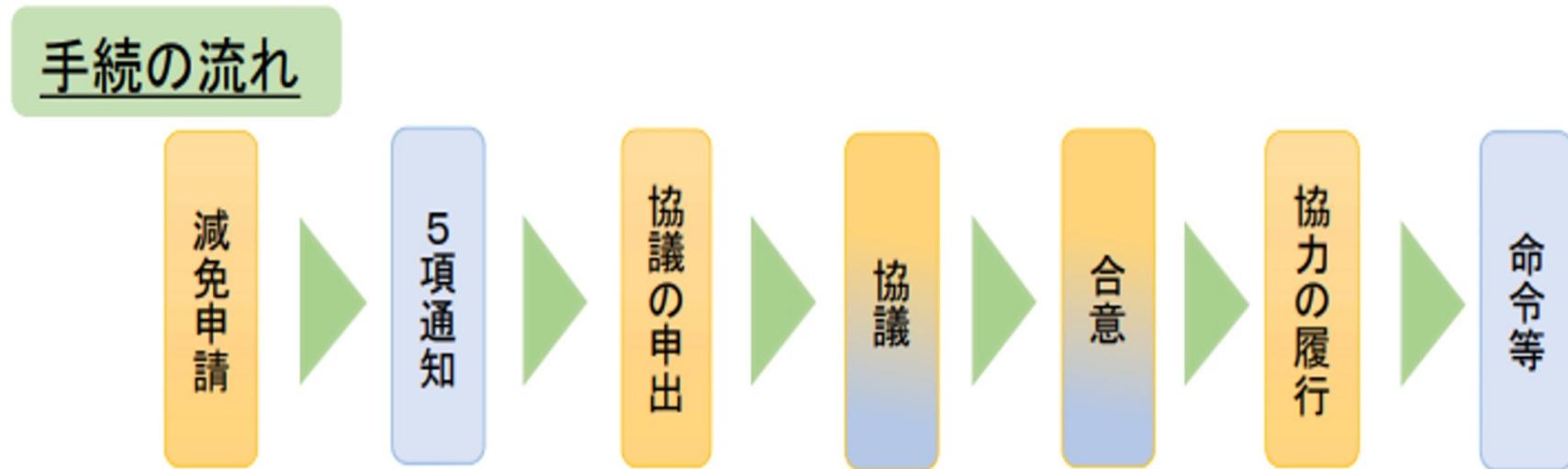
**調査協力減算制度の最大の減算割合が獲得できた場合、改正前よりも（合計ベースの）減額率が低くなることはない**

## 調査協力減算制度の導入（1）～総論～

- 課徴金減免制度（赤枠）を利用し、「5項通知」（独占禁止法7条の4第5項の通知）を受けなければ、調査協力減算制度（青枠）を利用するための公取委との協議の申出ができない
- 事前1位についての確定的免除は従前どおり、それ以外の順位の申請者の「課徴金減免制度に基づく減額率」（赤枠だけ）は従来よりもダウン
- 申出の後、公取委と協議し、合意をすれば、調査協力減算制度が利用でき、両制度合計ベースの減額率は従来並み以上となる合理的期待あり
- 刑事訴訟法におけるいわゆる「日本版司法取引制度」に類似
- 課徴金減免制度の利用枠は撤廃
- （補足）減免申請の方法は、ファクシミリから電子メール（genmen-202（アットマーク）jftc.go.jp）に変更

## 調査協力減算制度の導入（2）～手続と意思決定～

調査協力減算制度の利用手続（公取委ウェブサイトから引用）



調査期間を通じて、公正取引委員会は事業者との密接なコミュニケーションを行う。

- 上記の流れの記載事項すべてを実施する必要あり
- 「調査協力減算制度の運用方針」はわかりやすい

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/aug/keitorikikaku/besshi6.pdf>

## 調査協力減算制度の導入（2）～手続と意思決定～

### ■ 最大のキーポイントは（改正前から引き続き）減免申請の意思決定

- 有事の際の「順番争い」の重要性は従来よりは低下したとも見えるが、引き続き重要（長期の違反等、課徴金リスクが高い場合は特に重要）
- 代表印が引き続き必要（以下は改正後の様式第1号抜粋）

氏名又は名称

住所又は所在地

法人番号

代表者の役職名及び氏名



### ■ 協議の申出は5項通知を受けた日から10開庁日以内

### ■ 公取委の方針として、なるべく寛大に運用する（最大限の減算率を付与する）ことが示唆されていること、減免枠が撤廃されていること、（2016年6月以降の申請分から）減免申請の公表について申請者の意思確認を行うことを公取委が止めたこと等を総合的に勘案すると、「減免申請を行わないこと」が代表訴訟リスクを増大させる度合いが従来よりも高まっている可能性

## 調査協力減算制度の導入（3）～協議・合意の内容～

### 調査協力減算制度の協議・合意

- 「特定割合についての合意」と「上限及び下限についての合意」のうち、通常は後者で運用する（運用方針 3(2)イ）
- 比較的受け身の姿勢でも大きな減算率を得られる可能性の示唆
  - 追加報告等の求めに応じることは、事業者の協力内容として必ず盛り込まなければならないが、積極的な「事実又は資料の報告又は提出」は必ずしも盛り込まなくて良い（運用方針 3(2)ア）
  - 公取委からの追加報告等の求めに応じて把握した事実等も、新たな事実等の把握として評価し得る（運用方針 3(2)イ）
- 「Significant Added Value」（著しい付加価値）を要求する欧州委員会のリーニエンシー制度とは大きく異なる



## 調査協力減算制度の導入（3）～協議・合意の内容～

- 審査官による任意の供述聴取において公取委が把握した事実については、報告等事業者の従業員等が供述したものであっても、事件の真相の解明に資する事項に係る事実としては評価しないが、当該供述した内容を当該報告等事業者が報告等を行った場合には、事件の真相の解明に資する事項に係る事実として評価する（運用方針4(2))  
∴ 審査方針への迎合やそれによるえん罪への懸念に対処するため
- **従来以上に、従業員等の事情聴取のデブリーフィングが重要に**（役員である、最終便で地元に帰る、直後に海外出張、OB・OGである、高齢、といった理由により遠慮していると、重要な事実をタイムリーに報告できないおそれ）

## 調査協力減算制度の導入（3）～協議・合意の内容～

運用方針3(2)ア

報告等事業者は、**協議において説明する協力の内容として、公正取引委員会からの追加報告等の求めに応じること（独占禁止法第7条の5第1項第1号口及びハ）を必ず盛り込まなければならない。**

7条の5第1項1号 次に掲げる行為

- イ 当該協議において、公正取引委員会に対し、報告し、又は提出する旨の申出を行つた事実又は資料を当該合意後直ちに報告し、又は提出すること。
- 前条第2項第1号から第4号まで若しくは第3項第1号若しくは 第2号に規定する事実の報告及び資料の提出又はイに掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（ハ及び次項第1号口において単に「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。
- ハ 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

## 調査協力減算制度の導入（4）～真相解明に資する程度の評価～

### 評価における考慮要素（運用方針4(1)）

- ① 具体的かつ詳細であるか否か
- ② 公正取引委員会規則で定める「事件の真相の解明に資する」事項について網羅的であるか否か
- ③ 当該報告等事業者が提出した資料により裏付けられるか否か

### 「事件の真相の解明に資する事項」（運用方針別紙）

#### 違反行為に係る事項

違反行為の対象となった商品又は役務  
違反行為の態様  
違反行為の参加者  
違反行為の時期  
違反行為の実施状況  
その他違反行為に係る事項

#### 課徴金に係る事項

課徴金額の算定の基礎となる額  
課徴金額の算定率

## 調査協力減算制度の導入（4）～真相解明に資する程度の評価～

「調査協力減算制度の運用方針」の表2 「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」

調査開始日前	調査開始日以後	事件の真相の解明に資する程度
40%	20%	高い（全ての要素を満たす）
20%	10%	中程度である（二つの要素を満たす）
10%	5%	低い（一つの要素を満たす）

- 調査協力減算制度の前提となる課徴金減免制度の利用により③（裏付け）が満たされることとなるため、「一つの要素を満たす」（パブコメ考え方（8月）42番）
- ②の「網羅的」については、パブコメでは批判的なコメントが出されていたが、絶対基準（当該事業者ができることをすべてやったか）という観点で判断される模様（パブコメ考え方（8月）40～41番）

## 調査協力減算制度の導入（4）～真相解明に資する程度の評価～

- 「事件の真相の解明に資する事項」の8事項のうち1事項でも具体的かつ詳細な報告等が行われれば、①の「具体的かつ詳細」を満たす（担当官解説（天田弘人＝布村真里「独占禁止法改正法の施行に伴い整備する公正取引委員会規則等について—調査協力減算制度関係—」（公正取引839号4・11頁））
- 他の事業者の報告内容等との齟齬が、直ちに評価要素①や②を満たさないとされたり、欠格事由の一つである「虚偽の内容」に該当するとされるわけではない（パブコメ考え方（8月）36～37番）
- 最終的な減算率について、意見聴取手続よりも前に内示があるものと期待される（パブコメ考え方（8月）14番）

## 調査協力減算制度の導入（5）～その他～

---

- 減免失格事由は、課徴金減免制度と調査協力減算制度に共通
  - ✓ 後者における報告等の求めに応じない場合、両制度との関係で失格
- 調査協力減算制度における合意が不成立の場合、公取委は、協議における事業者の説明内容を証拠とすることがない

# 判別手続の導入（1）～総論～

## 総論

- **要注意**な制度（「弁護士＝依頼者間の秘匿特権（に近い）」などと単純に理解するのは大きな誤り）
  - 不当な取引制限のみ（私的独占・不公正な取引方法、**事業者団体規制、談合罪**等は対象外）
  - **行政調査手続のみに限定**（犯則審査、検察庁による搜索・差押えは対象外）
  - 「社内弁護士とのコミュニケーション」や「国際カルテル事件」に関する保護の有無・程度にも疑惑・疑問あり
- 実際の運用の予想
  - （慎重な事業者においては）活用場面は限定されそう
  - ただし、序盤のメール、重要な意見書等については、意義があり得る

## 判別手続の導入（2）～制度利用の要件～

### 具体的な改正内容

#### ■ 審査規則の改正（23条の2乃至23条の5の追加、30条の一部改正）

	論点・留意事項	用語
課徴金対象被疑行為	不当な取引制限のみ	通信要件 「特定通信」
法的意見	インタビューノート、事実の記載のある意見書、社内アンケート	
事業者と弁護士との間	弁護士に相談する職責にあった者 社内弁護士 役職員個人の弁護士	
秘密に行われた通信		
適切に保管	「公取審査規則特定通信」 「公取審査規則第23条の2第1項該当」 法務部門管理	保管要件
手続の遵守		

## 判別手続の導入（2）～制度利用の要件～

### 電子データの場合

- 基本的には応用であるが、「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針」（指針）の「第7 電子データへの対応」は必ずしも網羅的ではない
- 推奨 法務部門で特定のメールアカウント作成（例：project\_investigation@xxx.co.jp）、受発信はそこからだけ（個人アドレスに転送したり、ccしたりしない）
- 電子メールの場合、最初から完全な対応は難しい点について（「件名」を事後的に変更できないことから来る問題点）、パブコメ考え方（6月）172番は参考価値あり
  - 電子メールをエクスポートすることにより、別の電子ファイルとする
  - ファイル名を「公取審査規則特定通信」等とする
  - 特定のフォルダ等に保存
  - 判別手続において説明

# 判別手続の導入（3）～国際カルテル事件への対応～

## 国際カルテル事件への対応

- 日本弁護士の意見書（の英訳）の扱い
  - 外国の弁護士の間における意見書の交換が、保管要件との関係で問題となるか？ → 問題とならない（指針第2・4(2)）
- 外国弁護士の意見書の扱い
  - 純粹な意見書 → 「提出命令の対象としない」（指針第2・4(1)）
  - 事実を記載した意見書 → 指針の立場は、提出命令の対象となると解さざるを得ず、通信要件も満たさないため、判別手続による還付も不可（審査官の検討材料となる）であろう
    - もっとも、そのような扱いは、米国や欧州における秘匿特権保護対象文書を押収することになる
    - 国際的な議論・摩擦を誘発？
    - 日本企業が依頼者の場合のみ、外国弁護士の意見書の会社への直送は不可となる実務？

## 判別手続の導入（4）～手続～

### 手続

- 立入検査当日
  - 制度利用の申出書（当日）
- 一次的な手続（原則2週間以内）
  - 申出書の確認
  - 概要文書（いわゆるprivilege log）の提出
  - 保管要件のうち、表示の確認等
- 二次的な手続（その後の原則6週間以内）
  - 一次的な手続で未確認の事項（実質要件を含む）の検討
  - 判別官からの質問や資料提出要請への回答
- 不服申立て
  - 判別官の判断には「処分性」なし
  - 還付請求の却下に対する異議申立て（審査規則22条1項）、取消訴訟

## 今後の展開

- コロナウィルス禍により、長期間にわたり立入検査なしの状況が続いていたが、9月以降、頻繁に立入検査あり
  - 2020/9 テニスラケット並行輸入（不公正な取引方法）
  - 2020/9 機械警備（群馬県内の官公庁）
  - 2020/10 医薬品卸（JCHO）（2019/11に犯則審査開始済）
  - 2020/10 学校用コンピューター機器等（広島県・広島市）
- 5年後の見直し
  - 調査協力減算制度の運用実績の検討
  - 秘匿特権の強化（？）
  - 裁量型課徴金（？？）

ご清聴ありがとうございました。  
意見・見解はすべて個人としてのものです。

ANDERSON  
MŌRI &  
TOMOTSUNE

## ■ 連絡先

**アンダーソン・毛利・友常法律事務所**  
弁護士 中野 雄介

### プロフィール

〒100-8136  
東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

TEL: 03-6775-1049

FAX: 03-6775-2049

E-Mail: [yusuke.nakano@amt-law.com](mailto:yusuke.nakano@amt-law.com)

URL: <https://www.amt-law.com>